



子ども・家庭に関すること、なんでもお気軽にご相談ください

串間市家庭児童相談室

問/福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線505)

市総合保健福祉センター(市民病院となり)に設置され、2人の相談員が子育てに関するさまざまな悩みや心配ごとについて、相談に応じています。

子育ては、楽しいようで不安や心配もつきものです。

子どもたちは、一人一人可能性を秘めています。他の子と比べることなくわが子をしっかり見守り、良いところをたくさん発見してほしいものです。

子どもに自分で考える時間を与え、イライラせずにのんびり、ゆっくり子どものやる気を引き出す声かけができるといいですね。

※相談の内容により、保育園・認定こども園、教育委員会、民生委員・主任児童委員など関係機関と連携して助言・指導を行います。

※都城児童相談所の児童福祉司、心理判定員が専門的に障がいに関する相談を行う「定期巡回相談」の受け付けや連絡も行っていきます(療育手帳の申請や更新手続き・年2回：7月、11月)。

【相談内容の秘密は守ります。安心してご相談ください】

- 相談日時=月～金曜日 午前9時～午後5時
(電話相談も受け付けます)
- 連絡先=☎72-5783 (直通) / 72-1123 (内線505)

《家庭児童相談員による相談内容》

子どもに関すること

- 相談の種類
 - ・育児やしつけの相談
 - ・性格などの相談
 - ・養育の相談
 - ・発達の相談
 - ・非行の相談
 - ・不登校の相談
- 教育機関などと連携し対応します。

家庭に関すること

- 相談の種類
 - ・DVに関する相談
(例) 配偶者などから暴力を受けていて、子どもへの影響が心配
 - ・母子・父子家庭に関する相談
(例) 母子、父子家庭になって不安、どのような制度があるのかを知りたい



相談員
おかわ 小川相談員
たなか 田中相談員

子育て INFO

『子ども予防接種』 【定期接種】

- 子宮頸がん予防(HPV)ワクチン
【定期接種対象者】小学校6年生～高校1年生
平成20年4月2日生から平成25年4月1日生までの女子
- 【キャッチアップ対象者】
平成9年4月2日生から平成20年4月1日生までの女子

【任意予防接種】

- おたふくかぜ
第1期：生後12カ月から生後24カ月までの間にいる子ども
第2期：5歳以上7歳未満の年長児にある子ども
※上記期間中は2,500円/回助成

注目 子宮頸がん予防(HPV)ワクチン
【高校1年生】と【キャッチアップ対象者】の方へ

無料で接種できる期間は今年度まで!
接種完了(3回接種)するまでに6カ月かかります。
※無料で3回接種するには、9月までに初回接種をする必要があります。
9月は混みあう可能性があるため、早め(8月)の接種をお勧めします。

ハッピー スマイル



のべとうま 野邊 柁守くん
(令和6年1月29日生)
のべいしや 野邊 信也・由季さんの次男(福島地区)

よく笑い、声を出すなど愛嬌がとてもある柁守くん。お兄ちゃんの楓雅くんが絵本やおもちゃを見せるなどして面倒を見てくれています。最近は寝返りができるようになりました。笑顔がとてかわいくていつも癒やされています。誰にでも優しく、そしていろんな人に愛される子に育ってね。



子育て支援情報

ひとり親家庭の 皆さまへ



問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123 (内線507)

児童扶養手当受給者は 期間内に現況届の手続きを 行ってください

児童扶養手当の受給資格のある方(支給停止中の人も含む)は、毎年8月に現況届の提出が必要です。対象者には必要書類を郵送にて通知していますので、現況届提出時まで必要書類をそろえていただき、ご提出ください。なお現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。現在、所得制限超過により支給停止の方でも、その後所得が下がって受給できる場合もありますので、毎年現況届の手続きを行ってください。
※令和6年度(令和5年中)の所得の申告がまだの方は、現況届を提出する前に申告を済ませてください。

●受付期間 完全予約制

LINEで予約を受け付けています(予約方法については、郵送した書類に同封している案内をご確認ください)。



LINE予約

8月1日(木)～8月30日(金)
(土日・祝日を除く)
午前9時～午後5時まで
(正午～午後1時を除く)

※8月3日(土)は午前9時半～正午まで
※毎週木曜日は午前9時～午後7時まで

母子および父子家庭等医療費 助成制度について

母子および父子家庭などに対して医療費の一部を助成する制度があります。串間市に住所があり、健康保険に加入している母子および父子家庭などの方が対象となります(所得制限があり、所得制限限度額以上の方は対象外となります)。

医療費の助成を受けるには、事前に受給資格を得るための申請をし、認定を受ける必要があります。助成の詳しい内容などにつきましてはこども政策係にお問い合わせください。

現況届手続き当日の医療費の申請は混みますので、あらかじめインターネット申請を行ってくださいようご協力をお願いします。当日に領収書原本をお持ちください。

母子父子医療費 二次元コード



母子父子家庭などの保護者、高校生以上の子どもはこちらから

子ども医療費 二次元コード



乳幼児～中学生まではこちらから

